

標題

2021年1月1日施行の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等の一部改正について
[日本籍の船舶(危険化学品ばら積船、有害液体物質ばら積船)]

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-1222
発行日 2020年12月10日

各位

ClassNK テクニカル・インフォメーション No.TEC-1209 でお知らせ致しました通り、危険化学品ばら積船及び有害液体物質ばら積船に適用される IBC Code の改正(MSC460(101) / MEPC318(74))、BCH Code の改正(MSC463(101) / MEPC319(74))及び MARPOL 73/78 附属書 II の改正(MEPC315(74))が2021年1月1日より発効致します。これに伴い国内法である海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令、危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに当該規則に関する告示の改正が行われます。

つきましては、本改正の対象となる日本籍船舶を所有する船主殿におかれましては、以下の手続きが必要となりますのでご対応をお願い致します。

1. 日本籍外航船

(1) 図面承認について

- 外国籍船と同様に、弊会船体部より必要図面を作成する際に参考となる資料及び図面承認申請書フォームを船主殿又は管理会社殿宛に e-mail で送付させていただきます。
- 上記を受領しましたら、必要図面を申請書と共に NK-PASS 又は e-mail (hld@classnk.or.jp)にて弊会船体部宛に送付下さい。
- 審査完了後、承認図面を返却いたしますので、施行日(2021年1月1日)までに本船保管をお願い致します。

(2) 条約証書について

- (i) 危険化学品ばら積船(IBC Code 適合証書を所持している船舶)の場合
日本政府が発行する改正 IBC Code に適合したことを示す証書を施行日(2021年1月1日)までに本船に保管する必要がありますので、別途管海官庁への申請をお願い致します。また、管海官庁による証書発行のためには、上記(1)の図面承認が完了したことを示した検査報告書を弊会より管海官庁に提出する必要がありますので、この点も踏まえて前広にご対応下さい。
- (ii) 有害液体物質ばら積船(液化ガスばら積船等で NLS 証書を所持している船舶)の場合
日本政府が発行する NLS 証書の書き換えは必要ありませんので、現有の NLS 証書を維持して下さい。(上記(1)の図面承認の対応のみ必要となります。)

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 日本籍内航船

(1) 最低要件に変更がある貨物を運送する船舶(貨物リストに掲載している船舶)

現有の「設備の操作手引書(P&A Manual)」及び「ケミカルオペレーションマニュアル(Operation Manual)」を変更し、弊会による再承認を受ける必要があります。弊会検査員による再承認されたマニュアルが本船上に保管されていることの確認は施行日(2021年1月1日)以降の最初の間検査又は定期検査であつていずれか早い方の時期までに行ふ必要がありますので、当該確認検査時期を踏まえて、添付1の申請書と共に NK-PASS 又は e-mail(hld@classnk.or.jp)にて弊会船体部宛に送付下さい。

(2) 最低要件に変更がある貨物を運送していない船舶(貨物リストに掲載していない船舶)

現有マニュアルの変更、再承認は必要ありません。弊会検査員による適合確認(マニュアルの再承認が必要とならないことの確認)は施行日(2021年1月1日)以降の最初の間検査又は定期検査であつていずれか早い方の時期までに行ふ必要があります。

尚、日本籍内航船については、今回の改正により強化/追加された貨物の運送要件、また事前査定物質の取扱いに対する経過措置が設けられ、2021年1月1日以降も従前の例に従って運送することが認められますが、貨物の構造・設備要件により経過措置の期限が異なりますので、所有船にて経過措置を適用し対象貨物を運送する場合は特にご配慮頂きますようお願い致します。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

一般財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター別館 船体部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 3-3(郵便番号 102-0094)

Tel.: 03-5226-2017

Fax: 03-5226-2019

E-mail: hld@classnk.or.jp

添付:

1. 設備の操作手引書(P&A マニュアル)及びケミカルオペレーションマニュアル承認申込書



設備の操作手引書（P&A マニュアル）及びケミカルオペレーションマニュアル 承認申込書

一般財団法人 日本海事協会 船体部 御中 (E-mail: hld@classnk.or.jp)

申込日	
-----	--

申込者

名称		担当者名	
住所		Tel:	
		E-mail:	

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令、危険物運送及び貯蔵に関する規則並びに当該規則に関する告示の一部改正に伴い下記船舶の設備の操作手引書（P&A マニュアル）及びケミカルオペレーションマニュアルの再承認を申込みます。

船舶情報

	船名	船級番号	備考
1			
2			
3			
4			
5			

図面承認手数料請求先

申込者と同じ

※手数料の支払い者が申込者と異なる場合は、請求先を下記にご記入下さい。

名称		所属・氏名	
住所		TEL	
		FAX	

※

強化/追加された貨物の運送要件に適合するために構造変更や設備搭載を実施する場合は、事前に船体部 タンカー部門 (Tel: 03-5226-2017 / E-mail: hld@classnk.or.jp) までお問い合わせ下さい。個別に調査の上、提出が必要となる図面について連絡させていただきます。